

臨時総会 招集ご通知

2026年10月7日

電力広域的運営推進機関

2026年10月7日

会 員 各 位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理 事 長 大 山 力

臨時総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本機関の臨時総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は、ご来場を前提としない形で開催し、インターネット中継を行いますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本通知後、議案への質問等を受け付け、事前または総会当日に可能な限り回答いたします。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2026年10月30日（金曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれましては書面）により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2026年11月2日（月曜日）午前10時30分
2. 開催場所 電力広域的運営推進機関 会議室 （東京都江東区豊洲六丁目2番15号）
 - ・本総会は、来場を前提としない形で開催といたしますが、当日のご来場をご希望の方は、10月26日（月）までにお問合せフォームからご相談くださいますようお願い申し上げます。詳細は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp>）にてお知らせ申し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
 - ＜議決事項＞
 - 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 業務規程の一部変更の件
 - 第3号議案 2026年度事業計画変更の件
 - 第4号議案 2026年度予算変更の件
 - 第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件
 - ＜報告事項＞
 - 送配電等業務指針の一部変更の件

以上

（ご留意事項）

1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2026年10月26日（月曜日）17時40分までに不統一行使を行う旨及びその理由を通知してください。
4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp>）でお知らせいたします。

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の内容
定款の一部について、別紙1のとおり変更いたしたいと存じます。
2. 変更の理由
電気事業法等の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第2号議案 業務規程の一部変更の件

1. 変更の内容
業務規程の一部について、別紙2のとおり変更いたしたいと存じます。
2. 変更の理由
電気事業法等の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

第3号議案 2026年度事業計画変更の件

2026年度の事業計画の変更について、別紙3のとおりにいたしたいと存じます。

第4号議案 2026年度予算変更の件

2026年度の予算の変更について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

第5号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（定款の一部変更の件、業務規程の一部変更の件、2026年度事業計画変更の件、2026年度予算変更の件）の内容については、電気事業法の規定に基づき、今後、経済産業大臣に認可されるまでの間において、若干の修正が必要となる場合がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

<報告事項>

(1) 送配電等業務指針の一部変更の件

1. 変更の内容
送配電等業務指針の一部について、別紙5のとおり変更いたします。
なお、本件は2026年10月7日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。
2. 変更の理由
電気事業法等の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するためとなります。

以上

定款の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第5条、第36条、第55条、第56条の2（変更）

附則第2条（新設）】

- ・ 1－1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1－2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

2. その他規定の変更

【該当条文：第10条（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>8</u> 年 4 月 1 日変更 定款 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更 定款 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更	（変更履歴） 平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 平成 2 8 年 4 月 1 日 変更 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 変更 平成 3 0 年 4 月 1 日 変更 令和元年 7 月 1 日 変更 令和 2 年 2 月 1 日 変更 令和 2 年 5 月 1 日 変更 令和 2 年 7 月 8 日 変更 令和 3 年 2 月 1 日 変更 令和 3 年 4 月 1 6 日 変更 令和 4 年 2 月 1 日 変更 令和 4 年 4 月 1 日 変更 令和 5 年 4 月 3 日 変更 令和 6 年 4 月 1 日 変更 令和 7 年 4 月 1 日 変更 <u>令和 8 年 4 月 1 日 変更</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
（業務内容） 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二 法第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。 三 送配電等業務指針を策定すること。 四 法第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 四の二 法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。 五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 <u>法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三 <u>法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 五の四 前2号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 （新設） （新設） 八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付、<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定による返還命令等による徴収並びに<u>再生可能エネルギー電気特措法</u>第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。	（業務内容） 第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二 法第28条の44第1項の規定による指示を行うこと。 三 送配電等業務指針を策定すること。 四 法第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 四の二 法第33条の2第3項の規定による検討及び送付を行うこと。 五 入札の実施その他の方法により発電等用電気工作物（発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。）を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。 五の二 <u>電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。</u> 五の三 法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。 五の四 前2号に掲げる業務（以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 九 <u>法第27条の3の3第1項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第27条の11の7第2項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）に対し、法第27条の3の3第2項（法第27条の11の7第2項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画（以下「認定基幹送変電設備整備等計画」という。）に基づく法第27条の3の2第1項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 十 <u>法第27条の29の8第1項に規定する認定大規模発電事業者（以下単に「認定大規模発電事業者」という。）に対し、同条第2項に規定する認定発電等用電気工作物整備等計画（以下単に「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。）に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u> 十一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）第2条の2第2項に規定する供給促進交付金（以下単に「供給促進交付金」という。）、<u>同法</u>第15条の2第2項に規定する調整交付金（以下単に「調整交付金」という。）、<u>同法</u>第28条第1項に規定する系統設置交付金（以下単に「系統設置交付金」という。）及び<u>同法</u>第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付、<u>同法</u>第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定による返還命令等による徴収並びに<u>同法</u>第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
<u>八の三</u> 再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１９の規定による交付金相当額積立金（<u>再生可能エネルギー電気特措法第１５条の６第１項の交付金相当額積立金</u>をいう。以下同じ。）及び解体等積立金（<u>再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１２第２項の解体等積立金</u>をいう。以下同じ。）の管理を行うこと。 <u>八の四</u> 再生可能エネルギー電気特措法第７条第１０項の規定による入札を実施すること。 <u>九</u> 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。 <u>十</u> 前各号に掲げるもののほか、第３条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	<u>十二</u> 再生可能エネルギー電気特措法第１５条の１９の規定による交付金相当額積立金（<u>同法第１５条の６第１項の交付金相当額積立金</u>をいう。以下同じ。）及び解体等積立金（<u>同法第１５条の１２第２項の解体等積立金</u>をいう。以下同じ。）の管理を行うこと。 <u>十三</u> 再生可能エネルギー電気特措法第７条第１０項の規定による入札を実施すること。 <u>十四</u> 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用（以下「災害等復旧費用」という。）の一部に充てるための交付金（以下「災害等扶助交付金」という。）を交付すること。 <u>十五</u> 前各号に掲げるもののほか、第３条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一 法第２条の９第１項の規定により法第２条の２の登録が取り消された場合 二 法第１５条第１項又は第２項の規定により法第３条の許可が取り消された場合 三 法第２７条の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の４の許可が取り消された場合 四 法第２７条の１２の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の１２の２の許可が取り消された場合 五 法第２条の８第１項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 六 法第１４条第１項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 法第２７条の１２において準用する法第１４条第１項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 八 法第２７条の１２の１３において準用する法第１４条第１項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 九 法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 十 法第２７条の２９において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 十一 法第２７条の３２において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合 十二 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合 ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。	（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。 一 法第２条の９第１項又は第２項の規定により法第２条の２の登録が取り消された場合 二 法第１５条第１項又は第２項の規定により法第３条の許可が取り消された場合 三 法第２７条の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の４の許可が取り消された場合 四 法第２７条の１２の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の１２の２の許可が取り消された場合 五 法第２条の８第１項の規定による届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 六 法第１４条第１項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 七 法第２７条の１２において準用する法第１４条第１項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 八 法第２７条の１２の１３において準用する法第１４条第１項の許可（配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合 九 法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合 十 法第２７条の２９において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合 十一 法第２７条の３２において準用する法第２７条の２５第１項の規定による届出（特定卸供給事業の廃止に係るものに限る。）をする場合 十二 会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合 ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。
（理事会の構成・役割） 第３６条 本機関に、理事会を設置する。 ２ 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 ３ 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 ４ 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれに当たる。 ５ 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項← 二 組織及び職制に関する事項 三 <u>広域連系系統の整備計画に関する事項</u>	（理事会の構成・役割） 第３６条 本機関に、理事会を設置する。 ２ 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 ３ 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 ４ 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会があらかじめ定める順序により、理事がこれに当たる。 ５ 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項 二 組織及び職制に関する事項 三 <u>広域連系系統の整備計画に関する事項（認定整備等計画に関する事項を含む。）</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
四 需要想定要領の変更に関する事項 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 七 容量市場に関する事項 八 電源入札等に関する事項 （新設） （新設） <u>九～十九</u> （略）	四 需要想定要領の変更に関する事項 五 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 七 容量市場に関する事項 八 電源入札等に関する事項 <u>九 基幹送変電設備の整備計画に関する事項（認定基幹送変電設備整備等計画に関する事項を含む。）</u> <u>十 認定発電等用電気工作物整備等計画に関する事項</u> <u>十一～二十一</u> （略）
（特別会費） 第 5 5 条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第 5 9 条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。	（特別会費） 第 5 5 条 一般送配電事業者又は配電事業者たる会員は、前条の会費とは別に、その事業の開始以後において、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金（<u>広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成二十七年経済産業省令第十二号）第 2 条第 3 項第 2 号の業務において、事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済の全部又は一部を滞納し、本機関による財務健全性の確保の対応を講じたとしてもなお、本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合に限り、当該償還に係る金額を含む。）</u>の総額から、前条の会費による収入及び第 5 9 条に規定する剰余金を差し引いた額並びに一般送配電事業者又は配電事業者たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。
<u>（地域間売買取引の決済に係る利益の納付）</u> 第 5 6 条の 2 本機関は、広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、<u>法第 9 9 条の 8 の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。</u>	<u>（広域系統整備交付金交付等業務等に充てる資金の確保）</u> 第 5 6 条の 2 本機関は、広域系統整備交付金交付等業務並びに第 5 条第 9 号及び第 1 0 号に掲げる業務に要する費用に充てる資金を、政府からの借入れ及び法第 2 8 条の 5 6 の 2 に規定する補助金等により確保する。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 この定款は、令和 8 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

（広域系統整備交付金交付等業務等に充てる資金）

第 2 条 広域系統整備交付金交付等業務並びに第 5 条第 9 号及び第 1 0 号に掲げる業務に要する費用に充てる資金は、第 5 6 条の 2 の改正規定に規定する方法のほか、電気事業法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第六十六号）の施行の日（2 0 2 6 年 1 2 月〇日）前の電気事業法第 9 9 条の 8 に基づき卸電力取引所から既に納付を受けた地域間売買取引の決済に係る利益により確保するものとする。

業務規程の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第2条、第10条別表2-1（変更）

第64条の7、第64条の8、第64条の9、第64条の10、
第64条の11、第66条、第66条の2～第66条の4（新設）】

- ・ 1-1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1-2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。ただし、第66条の4の改正規定は、2027年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行。

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更

【該当条文：第64条の2、第64条の5（変更）】

- ・ 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

3. 広域系統整備計画に関する規定の変更

【該当条文：第2条（変更）

第62条の2（新設）】

- ・ 広域系統整備計画の進捗等を勘案して、コスト検証等ガイドライン等に基づき評価を行い、経済産業大臣に報告することを定める。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

4. その他規定の変更

【該当条文：第64条の3～第64条の6、第64条の12、第173条（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u>8</u> 年 8 月 1 日変更		平成 2 7 年 4 月 1 日施行 令和 <u> </u> 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日変更	
業務規程		業務規程	
電力広域的運営推進機関		電力広域的運営推進機関	

(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 令和8年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年4月1日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年2月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 令和8年4月1日変更 <u>令和8年8月1日変更</u>
---	--

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十七 （略） 二十八 「F I P 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（<u>再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備をいう。第 2 9 号において同じ。</u>）をいう。 二十九 「F I T 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。 （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） <u>三十 「費用負担ガイドライン」とは、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」（2 0 1 5 年資電部第 1 6 号）をいう。</u> <u>三十一 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」（2 0 1 5 年資電部第 1 7 号）をいう。</u> <u>三十二～四十五</u> （略）	（用語） 第 2 条 （略） 2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。 一～二十七 （略） 二十八 「F I P 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等に該当する認定発電設備（<u>同法第 2 条第 5 項に規定する認定発電設備をいう。次号において同じ。</u>）をいう。 二十九 「F I T 電源」とは、再生可能エネルギー電気特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等に該当する認定発電設備をいう。 <u>三十 「認定発電等用電気工作物整備等計画」とは、法第 2 7 条の 2 9 の 8 第 2 項に規定する認定発電等用電気工作物整備等計画をいう。</u> <u>三十一 「認定整備等計画」とは、法第 2 8 条の 5 0 第 2 項に規定する認定整備等計画をいう。</u> <u>三十二 「基幹送変電設備整備等計画」とは、法第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する基幹送変電設備整備等計画をいう。</u> <u>三十三 「認定基幹送変電設備整備等計画」とは、法第 2 7 条の 3 の 3 第 2 項（法第 2 7 条の 1 1 の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画をいう。</u> <u>三十四 「コスト検証等ガイドライン」とは、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」をいう。</u> <u>三十五 「費用負担ガイドライン」とは、「発電等設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」をいう。</u> <u>三十六 「系統情報ガイドライン」とは、「系統情報の公表の考え方」をいう。</u> <u>三十七～五十</u> （略）
（事務局） 第 1 0 条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、法第 2 8 条の 2 8 の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一 総務部 二 企画部 三 需給計画部 四 系統計画部 五 運用部 六 再生可能エネルギー・国際部 七 政策調整室 八 紛争解決対応室 九 監査室 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。 6 需給計画部に、容量市場センターを置く。	（事務局） 第 1 0 条 本機関は、本機関の運営事務その他の業務を処理するため、事務局を置く。 2 事務局は、法第 2 8 条の 2 8 の規定により、理事長が任命する職員等で構成する。 3 事務局に、事務局長及び次の各号に掲げる部等を置く。 一 総務部 二 企画部 三 需給計画部 四 系統計画部 五 運用部 六 再生可能エネルギー・国際部 七 政策調整室 八 紛争解決対応室 九 監査室 4 事務局長は、理事長が任命し、事務局の業務を統括する業務を行う。 5 各部等に、室及び課等を置くことができる。 6 需給計画部に、容量市場センターを置く。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																
7 運用部に、広域運用センターを置く。 8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。 9 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。	7 運用部に、広域運用センターを置く。 8 各部等並びに容量市場センター及び広域運用センターの業務分掌は、別表２－１のとおりとする。 9 総務部は、各部等に円滑な連携を促すとともに、必要に応じて、相互に業務応援を行わせるため、総合調整のための会議を運営する。																																																
別表２－１ 組織の業務分掌 <table> <tr> <th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr> <tr> <td>総務部</td><td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・<u>財務</u>・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td></tr> <tr> <td>企画部</td><td>容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、<u>調査含む</u>その他企画全般</td></tr> <tr> <td>需給計画部</td><td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項</td></tr> <tr> <td>容量市場センター</td><td>容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）</td></tr> <tr> <td>系統計画部</td><td>流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、<u>系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u></td></tr> <tr> <td>運用部</td><td>需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整</td></tr> <tr> <td>広域運用センター</td><td>需給及び系統の状況の監視・管理</td></tr> <tr> <td>再生可能エネルギー・国際部</td><td>再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括</td></tr> <tr> <td>政策調整室</td><td>本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案</td></tr> <tr> <td>紛争解決対応室</td><td>苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁</td></tr> <tr> <td>監査室</td><td>監査全般</td></tr> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>調査含む</u> その他企画全般	需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項	容量市場センター	容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）	系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u>	運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整	広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理	再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括	政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁	監査室	監査全般	別表２－１ 組織の業務分掌 <table> <tr> <th>組織名</th><th>業務分掌</th></tr> <tr> <td>総務部</td><td>事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・<u>財務</u>・<u>融資管理</u>・<u>与信管理</u>・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項</td></tr> <tr> <td>企画部</td><td>容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、<u>認定発電等用電気工作物整備等計画に関する資金の貸付け、調査含む</u>その他企画全般</td></tr> <tr> <td>需給計画部</td><td>全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項</td></tr> <tr> <td>容量市場センター</td><td>容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）</td></tr> <tr> <td>系統計画部</td><td>流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、<u>系統アクセス業務、その他流通設備の整備の促進に関する事項（認定整備等計画及び認定基幹送変電設備整備等計画に関する資金の貸付けを含む。）</u></td></tr> <tr> <td>運用部</td><td>需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整</td></tr> <tr> <td>広域運用センター</td><td>需給及び系統の状況の監視・管理</td></tr> <tr> <td>再生可能エネルギー・国際部</td><td>再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括</td></tr> <tr> <td>政策調整室</td><td>本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案</td></tr> <tr> <td>紛争解決対応室</td><td>苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁</td></tr> <tr> <td>監査室</td><td>監査全般</td></tr> </table>	組織名	業務分掌	総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・ <u>融資管理</u> ・ <u>与信管理</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項	企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>認定発電等用電気工作物整備等計画に関する資金の貸付け、調査含む</u> その他企画全般	需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項	容量市場センター	容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）	系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務、その他流通設備の整備の促進に関する事項（認定整備等計画及び認定基幹送変電設備整備等計画に関する資金の貸付けを含む。）</u>	運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整	広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理	再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括	政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案	紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁	監査室	監査全般
組織名	業務分掌																																																
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項																																																
企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>調査含む</u> その他企画全般																																																
需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項																																																
容量市場センター	容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）																																																
系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務その他流通設備の整備の促進に関する事項</u>																																																
運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整																																																
広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理																																																
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括																																																
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案																																																
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁																																																
監査室	監査全般																																																
組織名	業務分掌																																																
総務部	事務局内の事務全般の統括、総務・防災・事業継続計画の策定・法務・人事・経理・ <u>財務</u> ・ <u>融資管理</u> ・ <u>与信管理</u> ・購買・広報・情報システム等の間接業務全般、災害等復旧費用の相互扶助の設計・運用、他の部・室に属さない事項																																																
企画部	容量市場・需給調整市場の制度設計、調整力の在り方の企画・立案、供給信頼度の在り方の企画・立案、グリッドコードの企画・立案、 <u>認定発電等用電気工作物整備等計画に関する資金の貸付け、調査含む</u> その他企画全般																																																
需給計画部	全国需要想定、需給バランス評価、供給計画の取りまとめ（系統計画部所管のものを除く。）、電源入札等の設計・運用管理、容量市場の運用管理（容量市場センター所管のものを除く。）その他供給能力の確保の促進に関する事項																																																
容量市場センター	容量市場の運用管理（オークション、アセスメント、請求・交付関係業務等）																																																
系統計画部	流通設備形成計画の策定、供給計画の取りまとめ（流通設備の整備計画に関する事項）、 <u>系統アクセス業務、その他流通設備の整備の促進に関する事項（認定整備等計画及び認定基幹送変電設備整備等計画に関する資金の貸付けを含む。）</u>																																																
運用部	需給に関する取りまとめ、需給実績、需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれへの対応、連系線の管理（運用容量・計画潮流・混雑処理等）、作業停止計画調整、広域周波数調整																																																
広域運用センター	需給及び系統の状況の監視・管理																																																
再生可能エネルギー・国際部	再生可能エネルギー電気特措法の規定により本機関が行う業務全般、海外調査等の国際関係業務の統括																																																
政策調整室	本機関の業務に関する総合調整、基本的な政策の企画・立案																																																
紛争解決対応室	苦情処理、相談対応、紛争処理、指導・勧告、制裁																																																
監査室	監査全般																																																

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	<u>（広域系統整備計画の評価）</u> 第6 2 条の2　本機関は、広域系統整備計画の策定期間並びに当該計画に係る整備及び更新の進捗状況を勘案して適切な時期に、広域系統整備計画の内容について、法第2 8 条の4 8 第4 項各号に掲げる観点から評価を行うとともに、その結果を経済産業大臣に報告する。 2　本機関は、前項に規定する評価の実施に際し、コスト検証等ガイドラインの記載事項を踏まえるものとする。
（広域系統整備交付金の交付） 第6 4 条の2　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、 <u>事業実施主体から、毎年度、広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備及び更新に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。</u> 2　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 3　本機関は、前項の規定により <u>提出を行った費用の額を基に</u> 経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。	（広域系統整備交付金の交付） 第6 4 条の2　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して広域系統整備交付金を交付するに当たり、 <u>事業実施主体から、広域系統整備計画ごとに広域系統整備交付金の交付に係る申請を受ける。</u> （削る） 2　本機関は、前項の規定により <u>申請を受けた場合には、前項の申請がされた年度に生ずる法第2 8 条の4 8 第2 項第1 号の電気工作物の整備又は更新に要する費用であって前項の実施主体が負担するもののうち、経済産業大臣が定めるものの額及び広域系統整備交付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定めるところにより配分した額を基礎として、経済産業大臣が定める算定方法により、交付する広域系統整備交付金の額を算定する。</u> 3　本機関は、前項の規定により <u>広域系統整備交付金の額を算定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議し、その同意を得るものとする。</u> 4　本機関は、第1 項の規定により <u>申請を行った事業実施主体</u> に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5　本機関は、 <u>第1 項の申請の日又は広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）別表第1 又は別表第2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3 項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1 項の規定により届出を行った事業実施主体に対して交付する。</u>
（新設） 4　本機関は、第1 項の規定により <u>届出を行った事業実施主体</u> に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 5　本機関は、 <u>広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4 0 年大蔵省令第1 5 号）別表第1 又は別表第2 に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3 項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1 項の規定により届出を行った事業実施主体に対して交付する。</u>	
（系統設置交付金の交付） 第6 4 条の3　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第2 8 条第1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。 2　本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 3　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。	（系統設置交付金の交付） 第6 4 条の3　本機関は、第6 1 条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体に対して、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第2 8 条第1 項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）を交付する。 2　本機関は、系統設置交付金を交付するに当たり、事業実施主体である一般送配電事業者又は送電事業者たる会員から、毎年度、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の設置に要した費用及び維持に要する費用について、広域系統整備計画ごとに届出を受ける。 3　本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を広域系統整備計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下「<u>認定整備等事業者</u>」という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する<u>交付金</u>（以下「<u>特定系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する<u>年度までの間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。	4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（<u>以下単に「認定整備等事業者」という。</u>）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する<u>特定系統設置交付金</u>（以下単に「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する<u>年度までの期間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して交付する。
（特定系統設置交付金の交付） 第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が<u>法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画</u>（以下「<u>認定整備等計画</u>」という。）に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。 2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。	（特定系統設置交付金の交付） 第64条の4 本機関は、認定整備等事業者が<u>認定整備等計画</u>に従って、電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。 2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。 3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。 4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。 5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。 6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの期間</u>、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して交付する。
（<u>資金の貸付け</u>） 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 （新設）	（<u>認定整備等事業者に対する資金の貸付け</u>） 第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 2 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 <u>3 本機関は、前項の申請に応じて、貸付金（法第28条の40第1項第5号の3の規定により貸し付ける資金をいう。以下同じ。）の額を定めようとするときは、前項の申請により報告を受けた額及び貸付金の財源に充てるべき額として経済産業大臣が定める方法により配分した額を基礎として定め</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>3</u> 本機関は、<u>前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件</u>その他の必要な事項を決定する。 （新設） <u>4</u> 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し<u>貸付けに係る条件</u>その他の必要な事項を通知する。 <u>5</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>6</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>7</u> 本機関は、<u>第5項の規定</u>により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。	<u>る。</u> <u>4</u> 本機関は、<u>第2項の規定により申請を受けた場合には、経済産業大臣が定める基準に従って貸付けの条件</u>その他の必要な事項を決定する。 <u>5</u> 本機関は、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。 <u>6</u> 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し<u>貸付けの条件</u>その他の必要な事項を通知する。 <u>7</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>8</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>9</u> 本機関は、<u>第7項の規定</u>により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。
（<u>資金の貸付けの申請様式</u>） 第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。	（<u>認定整備等事業者に対する資金の貸付けの申請様式</u>） 第64条の6 本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
（新設）	<u>第4節 基幹送変電設備整備等計画の評価及び認定基幹送変電設備整備等計画に基づく貸付けの管理</u>
（新設）	（<u>認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対する資金の貸付け</u>） <u>第64条の7</u> 本機関は、法第27条の3の3第1項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第27条の11の7第2項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）に対して、<u>認定基幹送変電設備整備等計画に基づく法第27条の3の2第1項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。</u> <u>2</u> 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定一般送配電事業者又は認定送電事業者から、<u>認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。</u> <u>3</u> 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、<u>法第28条の50の2第1項に定める基準に従って、貸付けの条件その他の必要な事項を決定する。</u> <u>4</u> 本機関は、<u>法第28条の50の3第2項の規定により、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。</u> <u>5</u> 本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し<u>貸付けの条件その他の必要な事項を通知する。</u> <u>6</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>7</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対して、<u>当該契約に基づき資金を貸し付ける。</u> <u>8</u> 本機関は、<u>第6項の規定により契約を締結した認定一般送配電事業者又は認定送電事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（新設）	<u>（認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対する資金の貸付けの申請様式）</u> <u>第 6 4 条の 8</u> 本機関は、認定一般送配電事業者又は認定送電事業者から、基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
（新設）	<u>（基幹送変電設備整備等計画の評価）</u> <u>第 6 4 条の 9</u> 本機関は、第 6 4 条の 7 の規定による貸付けに係る基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が作成する基幹送変電設備整備等計画に係る基幹送変電設備に関する事項を評価する。 <u>2</u> 本機関は、前項の規定により評価を行った場合は、当該評価に係る基幹送変電設備整備等計画を作成した一般送配電事業者又は送電事業者たる会員にその結果を通知する。
（新設）	<u>第 5 節 認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく貸付けの管理</u>
（新設）	<u>（認定大規模発電事業者に対する資金の貸付け）</u> <u>第 6 4 条の 1 0</u> 本機関は、法第 2 7 条の 2 9 の 8 第 1 項に規定する認定大規模発電事業者（以下単に「認定大規模発電事業者」という。）に対して、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付ける。 <u>2</u> 本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定大規模発電事業者から、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける。 <u>3</u> 本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、法第 2 8 条の 5 0 の 4 において準用する法第 2 8 条の 5 0 の 2 第 1 項に定める基準に従って、貸付けの条件その他の必要な事項を決定する。 <u>4</u> 本機関は、法第 2 8 条の 5 0 の 4 において準用する法第 2 8 条の 5 0 の 3 第 2 項の規定により、前項の規定による貸付けの条件その他の必要な事項及び貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えるものとする。 <u>5</u> 本機関は、第 2 項の規定により借入申請を行った認定大規模発電事業者に対し貸付けの条件その他の必要な事項を通知する。 <u>6</u> 本機関は、前項の規定により通知した認定大規模発電事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。 <u>7</u> 本機関は、前項の規定により契約を締結した認定大規模発電事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。 <u>8</u> 本機関は、第 6 項の規定により契約を締結した認定大規模発電事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。
（新設）	<u>（認定大規模発電事業者に対する資金の貸付けの申請様式）</u> <u>第 6 4 条の 1 1</u> 本機関は、認定大規模発電事業者から、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定め、公表する。
<u>第 4 節</u> その他	<u>第 6 節</u> その他
（N－1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認） <u>第 6 4 条の 7</u> 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N－1 故障（送配電線 1 回線、変圧器 1 台又は発電機 1 台その他の電力設備の単一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行われ	（N－1 電制の際の費用精算に関する妥当性確認） <u>第 6 4 条の 1 2</u> 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、N－1 故障（送配電線 1 回線、変圧器 1 台又は発電機 1 台その他の電力設備の単一故障をいう。）の発生時に保護継電器により行わ

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
る速やかな発電抑制（以下「N－1 電制」という。）が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1 電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。 2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。	れる速やかな発電抑制（以下「N－1 電制」という。）が実施されたことにより、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定めるところによりN－1 電制の費用に関する資料の提出を受けた場合は、本機関が別に定める基準により妥当性を検証し、確認する。 2 本機関は、前項の確認の実施に必要と判断したときは、一般送配電事業者若しくは配電事業者たる会員又は関係する電気供給事業者に対して、追加の資料の提出を求めることができる。 3 本機関は、第 1 項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。
第 6 6 条 削除	<u>（資金貸付業務規程）</u> 第 6 6 条 本機関は、本規程において定めるもののほか、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 3、第 9 号及び第 1 0 号の規定による資金の貸付け業務の実施に関し必要な事項について、資金貸付業務規程を別に定める。
（新設）	<u>（資金の貸付け業務の定期的な見直し）</u> 第 6 6 条の 2 本機関は、第 6 4 条の 5、第 6 4 条の 7 及び第 6 4 条の 1 0 の貸付け業務について、国と協議の上、定期的に必要な見直しを行うものとする。
（新設）	<u>（特別会費の請求）</u> 第 6 6 条の 3 本機関は、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（平成 2 7 年経済産業省令第 1 2 号）第 2 条第 3 項第 2 号の業務において、事業者が本機関から貸付けを受けた資金の返済を滞納し、次条に定める財務健全性の確保の対応を講じたとしてもなお、本機関が財政融資を財源とした資金を期日までに政府に償還することが困難であると認められる場合に限り、当該償還に係る金額を定款第 5 5 条に規定する特別会費として請求する。
（新設）	<u>（財務健全性の確保）</u> 第 6 6 条の 4 本機関は、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令第 2 条第 3 項第 2 号の業務において、財務健全性を確保するために、当該貸付け総額の 1 0 0 分の 4 以上に相当する純資産又はそれと同視し得る資産を同号に掲げる区分の中に確保するものとする。 2 本機関は、前項に定める事項のほか、1 年間分を目安に元利償還に必要な資金を確保する観点から、当該貸付け総額の 1 0 0 分の 8 以上に相当する流動資産を当該区分の中に確保するものとする。
（緊急災害対応） 第 1 7 3 条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項<u>第 9 号</u>の規定により、必要な対応を行う。	（緊急災害対応） 第 1 7 3 条 本機関は、大規模な天災地変その他これに準ずる事由（以下「大規模災害」という。）により、電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時において、会員が協調して復旧等に取り組むことができるよう、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項<u>第 1 3 号</u>の規定により、必要な対応を行う。

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

第 1 条 本規程は、令和 8 年 1 2 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 6 条の 4 の改正規定は、令和 9 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 2026年度事業計画変更の件

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の4に規定する目的の達成に向け、以下の業務を行う。

1. 全国の供給力等の確保や需給の的確な管理

電力の安定供給を大前提とした電源の脱炭素化の推進に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、中長期から短期に至る全国の需給バランスを広域的に把握・評価し、供給力や調整力の確保を促進し、需給を管理・調整することがますます重要となる。そのため、電気事業者の供給計画の取りまとめ、容量市場や長期脱炭素電源オークションなど供給能力の確保を促進する取組の推進、需給調整市場の改善、広域的な需給対応の円滑化、供給力・調整力の管理方法の高度化等、各業務を連携させながら、以下の検討及び取組を実施する。

1-1. 中長期的な需給動向の把握

（1）供給計画を通じた需給管理

電気事業法に基づき各電気事業者が経済産業大臣に届け出る供給計画の取りまとめを通じて、全国の需給に関する基礎的な情報を把握し、電源の開発・休廃止や送電線の整備・更新等の適切性を確認するとともに、需給バランスや供給信頼度を評価する。その上で、国において適切に対処すべき事項については、供給能力の確保を含む安定供給の観点から経済産業大臣に意見を付して供給計画を送付し、必要に応じて国と連携して検討・対応を行う。

需要想定については、需給バランス評価や供給信頼度評価、容量市場における目標調達量算定や事業者の事業計画立案等の起点となる情報であることから、データセンターや半導体工場の新増設など需要への影響が大きい個別事象や経済・社会構造の変化を一層的確に踏まえたものとなるよう継続して改善を行いつつ、供給計画の作業に先立って適切に公表する。

また、2026年度供給計画から各月前半・後半に細分化し、端境期を含め、需要想定及び需給バランス評価を一層詳細に行う等、供給力管理の高度化を図りつつ、必要に応じて、補修時期調整を含む追加供給力対策を効率的に行う。

中長期の需給バランスについては、供給計画の取りまとめ、容量市場のオークション結果、事業者からの情報共有等を踏まえ、電源の新増設や休廃止の推移を把握し、2030年代初頭にかけての電源移行の過渡期を含む供給力等の動向を注視していく。国の審議会における、電源休廃止時期の調整や系統運用上重要な電源の確保に関する議論の状況を踏まえながら、必要に応じて、国と連携して中長期の供給力等の確保について更なる検討・対応を進める。

さらに、国の審議会の議論を踏まえ、小売電気事業者の量的（kWh）な供給能力確保の

確認方法について、国と連携して検討を進める。また、系統接続が急増している系統用蓄電池に関し、供給力としての適切な評価方法について検討を進める。

（２）将来の電力需給シナリオの検討

電力の安定供給を大前提とした電源の脱炭素化の推進に向けて、中長期の需要及び供給のトレンドや不確実性も踏まえつつ、安定供給に必要な供給力等を確実に確保するためには、電源建設のリードタイムを踏まえた計画的な電源投資が不可欠である。

その基礎となる１０年を超える長期の電力需給の見通しが欠かせないとの国の審議会の指摘を受け、２０２３年１１月に「将来の電力需給シナリオに関する検討会」を設置し、将来の電力需給バランスに関する複数シナリオを検討した上で、その結果についてとりまとめ、２０２５年７月に報告書として公表した。

本検討については、シナリオの策定後も３～５年毎に見直すことを基本とし、それまでの間は前提条件等の変化を定期的に観測することとしている。また、エリア別の検討や長期的な調整力確保状況の確認等が今後の課題とされており、２０２５年度下期には、主にエリア別の需要・供給力の配分について検討を行った。

以上を踏まえ、２０２６年度は以下の取組を実施する。

- ・ シナリオ策定時に想定した環境からの顕著な変化の有無を要素毎に確認する等、定期的かつ継続的にシナリオのフォローアップを行う。
- ・ 策定したシナリオにおける調整力確保状況について確認し、長期的な調整力確保の取組への活用を進める。
- ・ 策定したシナリオは、長期脱炭素電源オークション等の円滑な実施や、電気事業者による計画的な電源開発の参考として国や事業者等の関係者に活用されることが期待されているため、必要に応じて、関係者への説明会を実施する等シナリオ活用を促進する取組を行うほか、広域系統長期方針等、本機関が実施する関連課題への取組への活用も検討する。

１－２．供給力の確保を促進する取組

（１）容量市場、長期脱炭素電源オークション

電力の安定供給に必要な供給能力の確実かつ効率的な確保を促進するため、容量市場等を適切に運営する。実需給４年前のメインオークション、実需給１年前の追加オークション及び長期脱炭素電源オークションの実施に加え、実効性テストや容量停止計画調整等の実需給期間前業務、さらにはリクワイアメントに対するアセスメントや請求及び交付等の実需給期間業務といった一連の流れを、円滑、確実かつ安定的に継続していく。また、２０２５年度は、メインオークションと追加オークションを主な対象とした容量市場の包括的検証を実施した。

以上を踏まえ、２０２６年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2025年度包括的検証の結果や、国の審議会における供給力等の確保に関する議論を踏まえ、必要に応じて、制度設計や業務設計の見直しを行う。
- ・ 各オークションや実需給期間前業務、実需給期間業務について、システム整備や外部リソース活用を含めて効率化を行いながら、円滑かつ確実に遂行する。
- ・ 長期脱炭素電源オークションについて、2027年度からの制度適用に向けた準備を着実に進める。
- ・ 容量市場等について、引き続き電気事業者向けの理解促進、一般向けの情報発信を行う。仮に容量拠出金やペナルティの未払い等の不適切事案が生じる場合には、本機関として厳正に対処し、必要に応じて国とも連携して対応する。

（２）予備電源制度（電源入札等）の検討・実施

大規模災害を含む緊急時にも必要な供給力を確保できるよう、一定期間内に立ち上げが可能な休止電源を維持する予備電源制度について、2025年度は、2026年度及び2027年度に制度適用が開始する電源を対象とした第2回募集を実施した。

第3回募集についても、2025年度の募集結果を踏まえた検討を国と連携して進め、適切に実施する。また、確保した予備電源の修繕状況や休止維持状態等の確認方法、電源入札拠出金請求や電源入札等補填金交付の具体的な方法等についても、国と連携して準備を進め、必要なものから実施していく。

国の審議会における供給力等の確保に関する議論の状況を踏まえながら、必要に応じて、国と連携して予備電源制度の見直しを行う。

供給力確保を最終的に担保するセーフティネットとしての電源入札等に関しては、供給計画の取りまとめ等の結果を踏まえて検討開始の判断を行うほか、国の供給力確保策等の議論も踏まえ、必要な検討を行う。

1－3．調整力等の確保の取組

（１）必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討

日々の電力の安定供給には、適正な供給予備力や周波数制御のための調整力を適正量確保することが重要である。2025年度は系統混雑を踏まえた当面の需給運用の整理、中長期（2034年度まで）の調整力確保状況の確認等を実施した。

また、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、供給予備力及び調整力の管理方法及び調達方法の高度化に向けた検討、電圧等の電力品質確保の課題に関する検討を進めることが重要である。

以上を踏まえ、2026年度は以下の取組を実施する。

- ・ 供給予備力の適正な確保については、2026年度の供給計画、2030年度向けの容量市場のオークション結果及び需給動向等を踏まえ、供給予備力の一層の適正量の算定方法について検討を進める。

- ・ 系統混雑を前提とした供給信頼度評価手法の確立を目指し、海外制度の動向について調査し、日本の制度に適した導入の仕方について検討を進める。
- ・ 調整力の適正な確保については、沖縄電力株式会社の供給区域以外においては一般送配電事業者が調整力を需給調整市場で調達する制度を踏まえ、その確保状況を確認するとともに、調整力公募が継続する沖縄電力株式会社の供給区域については、公募必要量の検討及び確保状況を確認する。
- ・ 再生可能エネルギーの増加や火力電源の休廃止動向を踏まえた中長期での調整力必要量及び設備確保量の計算方法等の精度向上に向けた検討を行うことで、中長期での調整力の充足状況の適正化を図る。
- ・ 広域予備率に関する諸課題について、電力の安定供給を維持するために発電事業者、小売事業者及び一般の需要家等のステークホルダーに対し、どのようなシグナルを示すべきかを起点に、追加供給力対策やインバランス等関係する制度の見直しも含めた検討を引き続き国と連携して進める。
- ・ 慣性力の適正な確保については、将来の慣性力確保状況等の概算結果を基に、慣性力必要量算定手法の精緻化及び足元の確保状況等の管理手法について検討を進める。
- ・ 電圧に起因した系統運用上の課題について、広域機関としての対応を検討する。
- ・ 一般送配電事業者におけるブラックスタート機能電源の公募が未調達の結果となり、国から依頼された場合には、対策の必要性や手段の有効性等について検討を行う。

（２）需給調整市場の検討

必要な調整力の確実な調達及び効率的な運用については、電力系統を利用する全ての事業者や需要家にメリットが及ぶよう、広域化や市場メカニズムによる透明性の向上、さらにDR（ダイヤモンドリスポンス）事業者の新規参入を促進する競争環境の構築に留意しつつ、需給調整市場の段階的整備を進め、2024年度から全商品の調達・運用を開始した。

一方、応札量や価格等の課題に対して、2025年度は、制度的措置の導入について技術的な検討事項の整理、市場外調整力の活用や異常時対応調整力の変更による市場募集量の見直し等を実施した。

以上を踏まえ、2026年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2026年度から全商品前日取引化されることも踏まえつつ、需給調整市場の取引状況を踏まえた必要なルール見直しに関する検討を進める。
- ・ 需給調整市場の応札量増加に向けた取組としては、リクワイアメント・ペナルティの緩和や要件緩和といった技術的な検討が伴う応札障壁に関しては、国や電力需給調整力取引所とも連携して対応を進める。
- ・ 2027年度の二次調整力①の広域調達開始に向けた対応を進める。
- ・ 三次調整力②について、信頼区間幅予測等の気象勉強会で得られた気象予測精度向上技術の実用等を通じて調達量の低減等の調整力必要量の適正化に向けた検討を進める。

（３）同時市場の検討

現在、 ΔkW （調整力）は需給調整市場で、 kWh は卸電力市場でそれぞれ取引されているが、中長期的には、変動性再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、両市場間での電源起動停止等の最適化や適切なコスト回収の重要性が一層高まることが想定される。このため、より安定的かつ持続可能な需給運用・市場システムを目指し、卸電力市場や需給調整市場、発電販売計画等の提出など複数の制度及び実務面との整合にも留意しつつ、 ΔkW と kWh を同時に調達する同時市場について、その将来の導入に向けて、技術的・実務的検討を進めている。

2025年度は、10月に、国と共同事務局を担う「同時市場の在り方等に関する検討会」の第二次中間とりまとめを公表し、当該とりまとめの中で今後の検討の進め方についても提示した。

以上を踏まえ、2026年度は以下の取組を実施する。

- ・ 同時市場全体の仕組みの検討として、同時市場システム開発に向けた要求定義に向けて、海外の約定システムや最適化ソフトウェア機能の調査各事業者の業務実態の調査・把握、次期中給等との関係整理を行い、詳細業務設計を行う。
- ・ 電源起動及び出力配分ロジックについては、高度な計算が必要となることから、専門家を集めた第三者検証体制にて、その実現性及び妥当性の検証を行う。
- ・ 同時市場における市場価格の平均値やボラティリティを確認するため、限界費用、平均費用及び ΔkW を考慮した価格等、複数の価格算定方法の比較検証を行う。

1－4．需給監視及び安定供給確保の実現

（１）夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認

国の需給対策の判断等の前提となる夏季・冬季の電力需給検証を行い、「電力需給検証報告書」として取りまとめて公表する。2025年度の電力需給検証報告書においては、夏季に厳気象H1想定を超えるエリアが複数あり、2026年度夏季の需給検証に向けて、当該エリアにおける一般送配電事業者とともに今回の実績を踏まえた需要想定とするように検討していくこととしている。また、需給検証における供給力評価のうち変動性再生可能エネルギーに関して、より高度な評価方法への検討に資するよう、電力需給実績を用いて評価の適切性等の検証を行う。

災害や電源トラブル等による kW のひっ迫だけでなく、燃料不足等による kWh のひっ迫のおそれについても、関係機関等と連携して情報収集を行い、 kW モニタリング、 kWh モニタリング、 kWh 余力率管理の結果をSNSの活用を含め、広く分かりやすく発信することにより、関係者に適切な準備・対応を促す。

昨今の状況を踏まえれば、需給ひっ迫は必ずしも高需要期だけでなく、事故や作業による電源等停止に一時的な需要増が重なることで発生している。この点、2026年度供給計画

から各月前半・後半に細分化した需給バランスの把握が可能になることを受けて、端境期においても、極力早い段階で需給ひっ迫リスクに対応した追加の作業停止計画調整等の供給力対策が機動的に実施できるよう、一般送配電事業者と具体的な手順の整備等を進めるとともに、システム構築等を含む体制整備についても検討を進める。

（２）会員の需給状況に関する監視・管理

会員から提出される各種計画に基づく需給の見通しや広域予備率、当日運用における需要や主要発電所の稼働の状況、供給区域間をつなぐ地域間連系線運用の状況等を２４時間・３６５日の体制で監視・管理する。

また、各種計画が「送配電等業務指針」（２０２５年８月改正）に照らして適切に提出されているかを確認し、適切でない場合には、必要に応じて事業者に注意喚起や改善等の指導を行う。

（３）需給状況が悪化した場合等の会員への指示等

実需給における安定供給確保を確実に実現するため、全国規模での需給監視を踏まえ、今後の見通しを的確に予想するとともに、需給状況改善の必要性を迅速に判断し、融通指示等により機動的に対応することが求められる。

【需給ひっ迫に備えた対応】

２０２５年度までの実績や、広域予備率の公表、需給管理に係る諸課題についての追加的検討も踏まえ、２０２６年度は以下の取組を実施する。

- ・ 広域予備率に基づき、平常時・緊急時を問わず電力の安定供給のために全国規模で需給管理を行い、需給上必要な場合は、融通指示等を機動的に行う。
- ・ 計画段階での広域予備率が８％未満となった場合に、一般送配電事業者からの追加供給力対策を踏まえた広域予備率を算出し、需給ひっ迫に向けた対応に適切に備える。
- ・ 容量市場の実需給期間業務として、「広域予備率低下のおそれに伴う供給力提供準備通知」や「広域予備率低下に伴う供給力提供通知」の発信、リクワイアメント履行のアセスメントや不履行時のペナルティ賦課を的確に行うことで、容量確保契約の契約事業者に対し、需給一致に資する早めの行動を促す。
- ・ 広域予備率やインバランス料金の動向を踏まえた事業者による市場調達や容量市場のリクワイアメント履行の状況も考慮しつつ、需給管理の高度化に向けた更なる検討・改善を総合的に進める。

【供給余剰発生時対応】

- ・ 再エネ大量導入に伴い、低需要や変動性再生可能エネルギーの出力増加等により、供給区域の需要に対して供給力が余剰になる場合は、供給区域を越えた長周期広域周波数

調整のための電力量及び時間の調整を行う。それでも余剰が解消せず、下げ代不足のおそれがある場合には、下げ代不足融通の指示を行う。

- ・ 国が取りまとめた再生可能エネルギーに対する出力制御の抑制に向けた包括的なパッケージに基づき、出力制御量の抑制につながる需要面（系統用蓄電池等）、供給面（他エリアのあらかじめ調整力として確保していない火力電源の出力引下げ等）、系統増強等の対策について運用方法を検討し、順次運用を開始する。

【需給状況悪化時への備え】

- ・ 需給運用に関し一般送配電事業者と連携した訓練を計画的に実施する。

（４）再生可能エネルギー出力抑制時の検証

需給バランス維持を目的に一般送配電事業者が実施する再生可能エネルギーの出力抑制について、その指令の妥当性及び実施の公平性が確保されていることが重要である。

妥当性については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）等に照らして検証し、出力抑制を実施した月の翌月末、又は検証を四半期分まとめて実施する場合はその翌期末までに検証結果を公表する。

公平性については、「出力制御の公平性の確保に係る指針」（2025年4月改定）等に照らして検証し、検証結果を年度終了後に公表する。

2. 次世代ネットワークの実現に向けた取組

電力システム全体を束ねる基幹インフラである電力系統においては、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、中長期の需要及び供給の見通しを踏まえ、脱炭素電源の活用拡大、安定的かつ安価なエネルギー供給に資する取組を先行的かつ計画的に進めることが重要である。

とりわけ、再生可能エネルギーの主力電源化及び電力レジリエンス強化に資する次世代電力ネットワークの実現を目指し、第2次に当たる「広域系統長期方針（広域連系システムのマスタープラン）」（2023年3月策定。以下「第2次広域系統長期方針」という。）に基づく広域系統整備計画の推進、高経年化設備更新の促進、「日本版コネクト&マネージ」など既存系統設備の有効活用や再生可能エネルギーの導入拡大に適したルール整備等に関し、以下の取組を実施する。

2-1. 広域系統の整備

（１）第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討

第3次広域系統長期方針の骨子の策定に向け、広域系統の整備に関する長期展望と系統整備や利用に係る制度について以下の検討を行う。

- ・ 長期展望では、レビューにより明らかになった課題も踏まえ、新たな長期展望の検討の

方向性及び必要な調査分析（アデカシー便益や高経年化設備の評価に用いる停電コストの調査も含む。）等を進める。

- ・ 制度面では、地域間連系線に関する広域系統整備だけでなく、地内基幹系統の整備、既設連系線の更新等も含めた系統整備に係る一連の仕組みの構築に向け検討を進める。系統利用については、今後の混雑処理に関する検討を進める。

なお、既設設備の更新など必要な個別の系統整備については、長期方針の策定を待つことなく、具体化に向けた検討を行う。

（２）広域系統整備計画の推進

２０２５年度は、中国九州間連系設備の広域系統整備計画を策定したところであるが、電力の広域的取引の拡大や安定供給、再生可能エネルギーの主力電源化に資する広域系統整備計画の策定、計画の着実な推進及び実施段階の計画の検証に関し、昨今の事業環境の変化も捉え、本機関において可能な限り計画を前進させるため、以下の取組を実施する。

- ・ 北海道本州間連系設備（日本海ルート）について、技術評価等を着実に実施するとともに、国や関係者と連携し、可能な限り早期かつ実行性のある広域系統整備計画の策定に向けた対応を行う。
- ・ 現在、事業実施段階にある広域系統整備計画（北海道本州間連系設備、東北東京間連系線、東京中部間連系設備、中部関西間連系線及び中国九州間連系設備）について定期的に工事進捗等を把握するとともに、系統整備に伴う国民負担抑制の観点を含め、広域系統整備の実施段階における工事費等について検証する。
- ・ 広域系統整備計画の計画策定段階及び計画実施段階におけるコスト検証の手続きや方法等を明確にするために国とともに策定する「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」を実運用し、計画の評価及び検証を実施する。また、同ガイドラインの更なる改善等、運用を踏まえた見直しの必要性についても検討する。

（３）系統整備に重要となる事業環境整備

事業者が広域系統整備計画に基づく系統整備を行うに当たり、多額の資金を要し相応のリスクも伴うことから、計画の実現に向けては資金調達の円滑化を含む事業環境整備を行うことが重要である。

系統設置交付金、広域系統整備交付金等について、２０２５年度から事業実施主体等による各交付金等の申請を前提に、交付等業務の本格的な運用に向けたワークフローを整備済みであり、申請を踏まえ、交付金の交付及び貸付けを適切に実行する。

（４）高経年化設備の更新

送配電設備の供給信頼度の維持と社会コストの最小化の実現を目指し、「高経年化設備更新ガイドライン」（２０２１年１２月策定）を高度化するため、リスク量算定対象設備の拡

大や、リスク量算定の精緻化等の検討を継続して進める。

2-2. 系統利用及び運用の高度化

(1) 地域間連系線等の管理

広域的な系統運用の中核をなす地域間連系線及び基幹系統を的確に管理するため、地域間連系線の運用容量及びマージンの算出・公表、承認電源等の申請の受付・審査並びに系統情報の公表に係る以下の業務を実施する。

- ・ 地域間連系線の運用容量設定等に当たり、系統の安定性等を評価・確認する上で、系統解析ツールによる潮流等の解析の高度化に取り組み、業務品質及び信頼性の高い管理を行う。
- ・ 第2次広域系統長期方針に基づき、東北東京間連系線及び北海道本州間連系設備増強後の具体的な運用方法及び運用容量の検討を引き続き進める。
- ・ 地域間連系線事故や計画外作業停止時等を含め、供給信頼度を確保した上で運用できる地域間連系線の限度値並びに異常時等の電気の供給及び広域的な調整力調達のために必要なマージンの値を算出・公表する。
- ・ 「将来の運用容量等の在り方に関する作業会」において、地域間連系線及び地内系統の運用容量の妥当性及び透明性の担保、課題の早期把握及び対策等の在り方に関する検討を進める。
- ・ 間接オークション導入に伴う、承認電源等の新規及び変更申請を受け付け、定期審査を行う。
- ・ 国が定める「系統情報の公表の考え方」（2024年12月改定）に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給等に関する情報を公表する。

(2) 作業停止計画等の調整

流通設備の計画的な更新に伴い、長期作業停止の増加も予想される中、流通設備・電源設備の適切な保守と作業停止時の供給力確保とを両立させるため、事業者間の可能な限り早めの調整を促し、全体最適な作業停止調整を実現することが重要である。

このため、年間計画・月間計画・計画外・緊急時における、広域連系系統等の停止に関する計画の取りまとめに当たっては、実需給2年前の段階に策定する容量停止計画との整合、再生可能エネルギーの増加による供給構造の変化、端境期における需給ひっ迫リスク等を考慮し、地域間連系線の運用容量に影響を与える電力設備の作業停止計画についての調整を行い、公表する。

(3) 系統利用の高度化

再生可能エネルギー等の新規電源の早期連系と既存の系統設備を有効活用する仕組みである「日本版コネクト&マネージ」に関する以下の取組を実施する。

- ・ ノンファーム型接続電源の増加に伴う系統混雑に備え、系統混雑の中長期見通しの精緻化等や系統混雑による供給力や調整力への影響を評価する方法を検討する。
- ・ 基幹系統及びローカル系統の平常時における系統混雑の発生時に、一般送配電事業者が再生可能エネルギーの出力制御を行った場合に、送配電等業務指針に照らして、あらかじめ定められた再給電方式（一定の順序）の出力制御順に則って実施されたか妥当性を検証し、結果を公表する。
- ・ N－1 電制の導入による平常時の運用容量の拡大に関連し、N－1 故障の発生時に保護継電器による速やかな発電抑制が行われた場合に、送配電等業務指針に照らして、費用精算に関する妥当性を検証する。
- ・ 系統アクセス検討の申込みが急増している系統用蓄電池の順潮流（充電）側を含めた系統接続及び利用に関するルール整備について検討を進める。

（４）効率的なアクセス業務

本機関が受付したアクセス検討案件については、専門的な見地から適切な妥当性確認を行い、遅滞なく回答する。

また、ローカル系統におけるノンファーム型接続の受付開始を踏まえて、2024年度から運用を開始した「混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス」について、円滑な実施を確保する。

（５）グリッドコードの検討

系統連系技術要件を含む電源等の系統連系に係る一連の規程であるグリッドコードの適切な整備は、再生可能エネルギーの主力電源化を進めていく上でも重要である。

このため、カーボンニュートラル実現に向けて参考値とする再生可能エネルギー導入比率である50～60%を想定した際に必要となる技術要件（フェーズ3）について、2030年頃の要件化を目標としつつ、導入の急拡大が見込まれる蓄電池やEV用急速充電器、過酷事故時の広範囲な停止が懸念されるインバータ電源等、系統へ大きく影響を与える設備については、必要となる技術要件をフェーズ2'として優先して検討を行い、2027年度頃の要件化に向けて進めていく。

さらに、新たに導入拡大が想定される電源種や新規技術・新制度等を考慮した技術要件（フェーズ4）について、その実現性や要件化の必要性を考慮の上、要件化時期を設定して検討を進める。

（６）災害時連携計画、相互扶助制度

一般送配電事業者の災害時連携計画の変更等に際し、全国的視点で検討を行い、意見がある場合には当該意見を付して経済産業大臣に送付する等により、一般送配電事業者間の連携体制を一層強化する。

また、災害の早期仮復旧にかかる費用の負担を全国規模で調整する相互扶助制度の運営主体として、２０２５年度に設定した２０２６年度以降の拠出金総額や積立基準額等を踏まえ、送配電事業者への交付等を適正に行うとともに、「災害等復旧費用の相互扶助運用要領」（２０２５年７月改正）に基づき、大規模災害において柔軟な運用を行う。

３．再生可能エネルギーの適切な導入促進

再生可能エネルギーは、国民負担抑制や地域共生を重視しながら、主力電源化に向けて最大限の導入を進め、系統運用や電力市場に統合していくことが必要である。そのため、入札を含むＦＩＴ・ＦＩＰ制度や積立制度を適正かつ効率的に実施するとともに、多額の資金を長期で適切に管理することが不可欠である。

また、変動性再生可能エネルギーの増加に伴う下げ代不足への対応、あらかじめ定められた順に則った出力抑制の適切な実施等、電力の安定供給に必要な取組と両立させることも重要である。

以上を踏まえ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）（以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。）に基づく制度に関しては、第７次エネルギー基本計画も踏まえつつ、２０２６年度は以下の取組を実施する。

- ・ ＦＩＴ・ＦＩＰ入札や交付金交付、納付金徴収等再生可能エネルギー導入支援業務を公正・適正・効率的に運営する。特に、交付金の算定においては、発電側課金の考慮や、ＦＩＰ電源に対する支援強化等の制度改正を踏まえた的確な処理を行う。
- ・ 風力発電設備についても廃棄等費用積立制度の対象とするための制度改正が予定されていることを踏まえ、国と連携して体制整備を含めた必要な準備を進める。
- ・ 事業計画違反が確認された認定事業者に対する経済産業大臣の積立命令に基づく、交付金の支払一時留保に係る交付金相当額積立金の管理業務について、返金方法等の変更に対応しつつ引き続き確実かつ円滑に実施する。
- ・ 再生可能エネルギー勘定について、月々の細やかな実績管理、資金リスク評価を踏まえた収支見通し・資金計画を適切かつ堅実に策定し、国と連携して不足資金の調達や返済を確実に行う等、多額の資金管理を引き続き的確に行う。
- ・ 再生可能エネルギー関連業務に関する問合せへの的確な回答、ウェブサイトやＦＡＱの充実等により、分かりやすい情報提供を実施する。

４．電源及び系統整備等に対するファイナンス支援

本年１２月に施行される電気事業法の改正により、一般送配電事業者等が策定する地域内送電線等の整備等計画や大規模発電事業者が策定する大規模電源の整備等計画を経済産業大臣が認定し、本機関が設備整備等に必要な資金の貸付を行う融資制度が創設される。本機関は、本融資制度の実施主体として、総務部に融資管理室、企画部に電源融資の担当ライ

ン、系統計画部に系統融資の担当ラインを設置することにより、組織体制を強化し、経済産業大臣が定める貸付基準等のルールの下、ファイナンス支援を適切に実施する。

また、地域内送電線等の整備等計画の認定に先立ち、本機関は、当該計画の工事概要及び系統整備に要する費用に関して、技術的な観点からその妥当性を評価する。

5. システムの整備・安定運用

本機関の確実かつ効率的な業務遂行や会員等利用者の利便性向上に不可欠な情報システムについて、制度改正に対応した機能追加や業務効率化に資する改良等の整備を計画的に進める。また、システムの安定運用のための維持管理や、老朽化が進むシステムのハード・ソフトの更新を安全かつ効率的に進める。

また、システムの整備、更新等における質、コスト及び納期の管理並びに説明能力の高度化のため、CIOアドバイザー等専門家の知見も活用し、OCC TO-PMO活動によるプロジェクトマネジメントの取組強化として、インフラ・運用案件や競争入札案件への関与等の取組範囲拡大を検討する。

(1) 広域機関システムの機能追加及び安定運用確保

一般送配電事業者をはじめとする電気事業者や取引所等との安定的なシステム連携の下、全国の系統の増強や効率利用に向けた制度改正に的確に対応し、広域運用を促進するため、広域機関システムの開発や維持管理等を計画的かつ着実に進めている。

2025年度は、中地域交流ループ化に伴う3供給区域間の運用容量や計画潮流のフェンス管理への変更、需給調整市場における全商品の前日調達化などに対応したシステムの開発・リリースを実施した。

これを踏まえ、2026年度は以下の取組を実施する。

- ・ 2026年度末の運用開始に向け、需給調整市場で利用可能な連系線利用枠拡大の制度改正に対応した開発・リリースを行う。また、いずれも2027年度の運用開始を目指し、北海道本州間連系設備の増強への対応を進め、東北東京間連系線及び東京中部間連系設備の増強に対応する開発にも遅延なく着手する。
- ・ 現行の広域機関システム（以下「現行システム」という。）の維持管理及び保守においては、正常かつ安定した運用に万全を期す観点から、インバランス料金単価に影響を及ぼした不具合等の原因究明と現行システムの安定化を図るための予防的対策の実施、中地域交流ループの2026年度運用開始以降のフォローアップ、並びに将来の現行システムのリプレイス時期も見据えつつ必要最小限のハードウェア保守限界対策として計画的な機器等の更新を進める。
- ・ 現行システムのリプレイスについては、当初計画の2030年度末より以降も暫時延命させることを前提に、一般送配電事業者9社が共同で進める次期中給システム更改との協調及び機能分担等の検討・調整を進める。システム間で不必要な重複投資は避

け、全体最適による社会コスト抑制を追求するとともに、システム間の接続や移行リスクに万全を期すため、必要な検討・調整を進める。

- ・ また、現行システムは9社の中央給電システムと連携して広域運用を行っていることや、次期中給システムとの接続先を変更すること等を総合的に考慮しつつ、将来の広域機関システムのハード・ソフト両面の構成見直し及びその実現可能性や安定的移行に係る技術的評価等を進める。

（２）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等

容量市場、再生可能エネルギー関連、需要家の円滑な小売電気事業者の切替え（スイッチング）支援に係る業務等の適正かつ効率的な運営のため、各システムの機能追加・改良を行いつつ、安定した運用を維持してきている。

2025年度は、容量市場システムにおける発動指令電源の調整係数の考慮や再生可能エネルギー関連システムにおける長期安定適格太陽光発電事業者の廃棄等費用積立制度に必要なシステム開発を実施した。

以上を踏まえ、2026年度は以下の取組を実施する。

- ・ 容量市場システムにおいては、2027年度に始まる長期脱炭素電源オークションのリクワイアメント・アセスメント、請求・交付等の実需給期間業務の実施や適正かつ効率的な業務運営のために必要なシステム開発を行う。
- ・ 再生可能エネルギー関連システムにおいては、風力発電設備における廃棄等費用積立制度や、初期投資支援スキームへの対応、適正かつ効率的な業務運営のために必要なシステム開発を行う。併せて、現行システムの保守限界に伴うリプレースに向けた、調達及び構築を進める。
- ・ OAシステムにおいては、保守限界に伴うリプレースに向け、必要に応じクラウドサービスの活用や内製化の検討も含めた全体設計、調達及び構築を進める。
- ・ 保守期限到来に伴うシステムリプレースを行った会員情報管理システムのほかに、スイッチング支援システム、広域予備率Web公表システム、ユニット別発電実績公開システム及び会計システム等についても必要に応じ改良、運用及び保守等を計画的に行う。

（３）情報システムのセキュリティ対策

本機関の各システムについて、大規模停電に至るセキュリティ事故発生ゼロを維持するため、情報セキュリティ及びサイバーセキュリティ対策を強化している。

2025年度は、サイバーセキュリティ対策として、DDoS攻撃対策等を強化した。

2026年度は、引き続きサイバー攻撃への備えを強化し、セキュリティログの監視、情報セキュリティ監査等を行いつつ、セキュリティインシデント防止対策の強化、セキュリティインシデント発生時に備えた訓練、役職員のセキュリティ意識向上、国と連携したシステ

ム利用事業者向け自己点検等の取組を進める。

6. 事業を支える基盤整備及び組織運営・ガバナンスの強化

電力システムを取り巻く環境変化や制度拡充に対応し、複雑・多様化しつつ拡大する本機関の業務を支えるための基盤整備として、①組織運営やガバナンスの強化、②人材確保や人材育成の強化、③情報収集や発信機能の強化といった「3つの強化」に特に力を入れていく。

このほか、災害対応やBCPの強化等本機関の事業継続の面でも更なる強靱化を図る。

6-1. 組織運営・ガバナンスの強化

(1) 組織運営体制の継続的見直し

電力システムを取り巻く環境変化や電気事業法の改正、国の審議会等における制度改正の検討等を踏まえ、必要に応じて業務の見直しや拡充、合理化、組織体制の整備・変更等を機動的に行う。

また、本機関を取り巻く環境変化を踏まえて、「組織体制についてのアクションプラン」(2021年6月策定)について見直しを検討する。

(2) 予算・財務管理

本機関の運営は、基本的に電気事業者たる会員の会費・特別会費から成り立っており、新たな制度や政策ニーズ等を受けて業務等が拡大する中で、効果的・効率的な事業運営や予算マネジメントが一層求められる。

このため、予算策定時には、当該予算の必要性、効率性、優先度などを精査し、調達時には、入札を原則として適切な方法を選択する等により、可能な限りの経費節減に努め、国民を始めとする各種ステークホルダーに対する説明責任を果たす。

また、効率的な予算執行を徹底し、決算時には、企業会計基準に基づいた厳正的確な会計処理により財務諸表等に取りまとめ、内外の監査を経て、事業報告書とともに公表し、透明性を確保する。

加えて、納付金等巨額の資金を管理する本機関では、金融環境の変化への対応も重要である。「金利のある世界」に移行しつつある今、①運用面では運用対象を再エネ納付金、値差収益以外にも広げるとともに、地銀等を引合いに招聘すること、また、②調達面ではシンジケート借入による参加行数の拡大を図るとともに、政府保証債による資金調達の手段の多様化を検討する等、運用・調達両面でより競争性を高めた財務運営を実施する。

(3) 監査・モニタリング

本機関は、電気事業法等に基づく国の規制・認可や審議会における議論、同法や定款等に基づく総会、理事会、評議員会、委員会等の審議や議決、監事監査、内部監査、監査法人による会計監査等により、多層的なガバナンス構造が構築されている。

監査室が行う内部監査では、本機関の業務が適正、中立及び公平に行われているかについて、業務実施、財務報告、文書管理、情報管理及び情報セキュリティ等の観点から監査を実施する。

特に財務報告については、多額の資金管理を扱う業務に係る内部統制の評価、会計処理及び資金管理等の業務の適正性のモニタリングに重点を置いた監査を実施する。情報セキュリティについては、第三者の専門性を活用した客観的な監査や内部モニタリングも併せて実施する。

また、監事監査、監査室による内部監査及び監査法人による会計監査が相互に連携する体制を通じ、ガバナンスの効果を発揮する。このほか、内部通報制度等について適切に運用する。

6－2．人材確保・人材育成の強化

本機関の業務の拡大、複雑・多様化により、プロパー職員、出向者を問わず、様々な高いスキルを持つ職員の確保がより一層求められている。

2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画にも、「公益性確保の観点から、系統整備、需給運用、電源投資などに関する公的役割を担う電力広域的運営推進機関等の体制強化を進める」ことが明記されたところであり、2026年度においても、引き続き、新卒・中途採用の強化とともに育成にも力を入れる。

職員の確保にあたっては、プロパー職員として専門性の高い人材や次代を担う若手を確保するとともに、即戦力としての出向者確保にも引き続き取り組む。

職員の育成に関しては、採用時研修等の各種研修を改善しつつ実施するとともに、全職員が参加可能な自主的勉強会を継続的に開催する。また、プロパー職員のキャリアパスの多様化、能力や成果に応じたメリハリのある処遇（給与体系・水準、人事評価制度）、スキルアップ支援、健康診断や子育て支援等の福利厚生施策等を必要に応じ見直しつつ適切に運用する。

6－3．情報収集・発信機能の強化

電気事業の広域的運営の重要性、本機関の役割等について、会員、有識者、需要家等多様なステークホルダーを念頭に、情報発信及び広報を強化する。特に広域需給ひっ迫等に関しては、正確かつ迅速な情報発信が極めて重要であるため、国や一般送配電事業者と連携し、緊急時においては的確な情報発信を行う。

また、電力需給、電力系統、予備力や調整力に関して年次報告書を取りまとめ、公表する。さらに、本機関の委員会や検討会における審議の内容についても的確に情報発信・共有する。

国際学術会議等を通じて、海外の関連機関との連携を強化し電力システムの各種課題や各国の取組に関する情報の収集を行うとともに、海外へ向けても日本の取組を情報発信し、海外動向に関する組織的な知見の蓄積や活用に向けて取組を進めていく。

6－4．その他必要な取組

(1) 災害等への対応

災害等の緊急時は、「防災業務計画」(2024年8月改定)等に基づく対応態勢の下、国や一般送配電事業者等との連携を強化し、需給確保のため迅速かつ機動的に対応する。平常時は、対応体制の整備を行うとともに、防災訓練、西日本に構築したバックアップ運用拠点における対応訓練やBCPの強化、各種訓練で得られた教訓等を踏まえた翌年度の訓練の検討等、災害対応力の強化に向けた取組を実施する。

また、本機関は、災害対策基本法(昭和36年法第223号)等に基づく指定公共機関であることも踏まえ、不測の事態に引き続き備える。

(2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決

電気供給事業者等から、送配電等業務等に関する苦情又は相談を受けたときは、事案の事実関係や双方の主張を公平かつ丁寧に聴取し、論点整理や制度・実務両面にわたる総合的な検討を行い、遅滞なく回答する等により早期の解決に努める。必要に応じ、本機関による裁判外紛争解決手続(あっせん・調停)の説明・実施や、電気供給事業者に対する指導又は勧告等を行う。

また、電気供給事業者等の業務の改善に資するよう、苦情の申出又は相談等の内容を定期的に取りまとめ、公表・周知する。

(3) 送配電等業務指針等の規程類の整備

国の審議会等において検討される様々な制度改正の実施等に適切に対応するため、定款、業務規程、送配電等業務指針その他本機関が関わる規程類の改正などルール整備を適切に行い、公表・周知する。

● 電気事業法第二十八条の四十に位置づけられた本機関の業務との対照表

電気事業法 第六目 業務 (業務)	2026年度変更事業計画での記載箇所
第二十八条の四十 推進機関は、第二十八条の四の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。	—
一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。	1－4. (2) 会員の需給状況に関する監視・管理
二 第二十八条の四十四第一項の規定による指示を行うこと。	1－4. (3) 需給状況が悪化した場合等の会員への指示等
三 送配電等業務（一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者が行う託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をいう。以下この項において同じ。）の実施に関する基本的な指針（以下この節において「送配電等業務指針」という。）を策定すること。	6－4. (3) 送配電等業務指針等の規程類の整備
四 第二十九条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。	1－1. (1) 供給計画を通じた需給管理
四の二 第三十三条の二第三項の規定による検討及び送付を行うこと。	2－2. (6) 災害時連携計画、相互扶助制度
五 入札の実施その他の方法により発電等電気工作物を維持し、及び運用する者その他の供給能力を有する者を募集する業務その他の供給能力の確保を促進するための業務を行うこと。	1－2. (1) 容量市場、長期脱炭素オークション、(2) 予備電源制度（電源入札等）の検討・実施
五の二 電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－1. (3) 系統整備に重要となる事業環境整備
五の三 第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	2－1. (3) 系統整備に重要となる事業環境整備 4. 電源及び系統整備等に対するファイナンス支援
五の四 前二号に掲げる業務（第二十八条の四十八第一項及び第二十八条の五十六の二において「広域系統整備交付金交付等業務」という。）を実施するため、同項に規定する広域系統整備計画を策定すること。	2－1. (1) 第3次広域系統長期方針の策定に向けた検討 (2) 広域系統整備計画の推進
六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。	6－4. (2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。	6－4. (2) 苦情又は相談の対応及び紛争解決
八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。	1－4. (1) 夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認、(4)

	再生可能エネルギー出力抑制時の検証 2－1．（４）高経年化設備の更新 2－2．（１）地域間連系線等の管理、（２）作業停止計画等の調整、（３）系統利用の高度化、（４）効率的なアクセス業務、（５）グリッドコードの検討
九 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	4．電源及び系統整備等に対するファイナンス支援
十 認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。	4．電源及び系統整備等に対するファイナンス支援
十一 再生可能エネルギー電気特措法第二条の二第三項、第十五条の二第一項及び第二十八条第二項（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交付金の交付、再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第三十一条第一項及び第三十八条第一項の規定による納付金の徴収を行うこと。	3．再生可能エネルギーの適切な導入促進
十二 再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十九の規定による交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理を行うこと。	3．再生可能エネルギーの適切な導入促進
十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	5．システムの整備・安定運用 5．（１）広域機関システムの機能追加及び安定運用確保 6－1．（１）組織運営体制の継続的見直し、（２）予算財務管理、（３）監査・モニタリング 6－2．人材確保・人材育成の強化

	6－3．情報収集・発信機能の強化 6－4．（１）災害等への対応
十四 前各号に掲げるもののほか、第二十八条の四の目的を達成するために必要な業務を行うこと。	1－1．（２）将来の電力需給シナリオの検討 1－3．（１）必要予備力及び調整力の適正な確保に係る検討、（２）需給調整市場の検討、（３）同時市場の検討 1－4．（１）夏季・冬季の電力需給検証と電力需給確認 5．（２）容量市場、再生可能エネルギー関連業務、スイッチング支援システム等、（３）情報システムのセキュリティ対策
2 推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、次に掲げる業務を行うことができる。	－
一 電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。	2－2．（６）災害時連携計画、相互扶助制度
二 再生可能エネルギー電気特措法第七条第十項の規定による入札を実施すること。	3．再生可能エネルギーの適切な導入促進
3 推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。	－

2026年度予算変更の件

予算総則

■ 収入支出予算

第1条 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の2026事業年度収入支出予算は、別紙「2026年度収入支出変更予算」に掲げるとおりとする。

■ 債務を負担する行為

第2条 本機関が、広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第7条の規定により、2026事業年度において債務を負担する行為ができるものは、次のとおりとする。

事項	限度額 (百万円)	年限	理由
システム開発等に係る経費	8,000	2026年度 ～2029年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
保守管理運営業務等に係る経費	3,500	2026年度 ～2029年度まで	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

■ 支出予算の流用等

第3条 次に掲げる経費は、省令第8条第2項に規定する予算総則で指定する経費とし、他の経費に相互流用する場合、本機関は、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

（経費名）役職員給与、退職給付引当金繰入、交際費、電源入札等補填金

■ 収入支出予算の弾力条項

第4条 本機関は、会費の増加に伴い収入金が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度として、当該業務に必要な経費の支出に充てることができる。

2 本機関は、非化石証書売却収入及び受取利息の増加に伴い収入金が予算額に比して増額するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。

3 本機関は、消費税の申告により納付額が増加するときは、その増加する金額を限度として、預り納付金等取崩収入を増額するとともに、同額の租税公課予算を増額することができる。

4 本機関は、消費税の申告により還付を受け、収入金が予算額に比して増額するときは、その増加する金額を限度として、消費税等還付金収入を増額するとともに、その

増加する金額を限度として、預り納付金等繰入に充てることができる。

■ 給与等の制限

第5条 本機関は、支出予算の範囲内であっても、役職員の定数及び給与をこの予算において、予定した定員及び給与の基準をこえてみだりに増加し又は支給してはならない。

2026年度 収入支出変更予算

(単位:千円)

支 出										収 入									
科 目	合 計	再エネ交付金 交付等 業務勘定	積立金管理 業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	その他勘定				科 目	合 計	再エネ交付金 交付等 業務勘定	積立金管理 業務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	その他勘定			
						広域系統整備 交付金交付等 業務経理	融資業務経理	一般業務経理	広域系統整備 交付金交付等 業務経理							融資業務経理	一般業務経理		
人件費	3,507,481	152,575	66,642	30,165	30,165	3,227,934	24,903	24,787	3,178,244	会費収入	15,876,689	-	-	51,415	-	15,825,274	-	-	15,825,274
役員員給与	2,914,055	126,761	55,367	25,062	25,061	2,681,804	20,690	20,593	2,640,521	会費	21,500	-	-	68	-	21,432	-	-	21,432
退職給付引当金繰入	101,959	4,435	1,937	877	877	93,833	724	721	92,388	特別会費	15,855,189	-	-	51,347	-	15,803,842	-	-	15,803,842
その他人件費	491,467	21,379	9,338	4,226	4,227	452,297	3,489	3,473	445,335	預り納付金等取崩収入	10,105,955	9,322,516	-	-	-	783,439	78,591	-	704,848
租税公課	3,994,711	3,270,628	358	162	174	723,389	1,334	133	721,922	経理間融通資金充当収入	75,093	-	-	-	-	75,093	-	75,093	-
										手数料収入	16,200	-	-	-	16,200	-	-	-	-
固定資産関係費	8,965,401	721,566	2,443	1,756	596	8,239,040	1,493	1,408	8,236,139	その他収入	61,931,908	52,861,596	176,400	-	44,590	8,849,322	1,876,428	-	6,972,894
										非化石証書売却収入	44,119,379	44,119,379	-	-	-	-	-	-	-
運営費	7,911,701	701,974	15,875	17,873	13,186	7,162,793	50,851	48,730	7,063,212	政府補助金収入	8,000,000	7,955,410	-	-	44,590	-	-	-	-
										受取利息	2,839,635	786,807	176,400	-	-	1,876,428	1,876,428	-	-
支払利息	4,477,485	4,475,773	28	12	12	1,660	10	35	1,615	消費税等還付金収入	6,972,894	-	-	-	-	6,972,894	-	-	6,972,894
										前年度よりの繰越金	3,419,471	-	-	-	4,471	3,415,000	-	-	3,415,000
預り納付金等繰入	61,710,918	52,861,596	-	-	-	8,849,322	1,876,428	-	6,972,894										
予備費	745,437	-	-	1,447	-	743,990	-	-	743,990										
合 計	91,313,134	62,184,112	85,346	51,415	44,133	28,948,128	1,955,019	75,093	26,918,016	合 計	91,425,316	62,184,112	176,400	51,415	65,261	28,948,128	1,955,019	75,093	26,918,016

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(注)計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(注)〈-〉の表記は該当数字なしを示している。

(参考) 2026年度収入支出当初予算

(単位:千円)

支 出								収 入							
科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定	科 目	合 計	広域系統整備 交付金交付等 業務勘定	供給促進交付金 交付業務、調整交 付金交付業務、系 統設置交付金交 付業務、特定系統 設置交付金交付 業務、供給促進交 付金返還金徴収 業務、調整交付金 納付金徴収業務、 特定系統設置交 付金返還金徴収 業務及び納付金徴 収業務勘定	交付金相当額 積立金管理業 務及び解体等 積立金管理業 務勘定	災害等扶助交 付金交付業務 勘定	入札業務勘定	左に掲げる業 務以外の業務 勘定
人件費	3,507,481	12,977	141,001	51,910	29,112	34,022	3,238,459	会費収入	15,876,689	-	-	-	49,662	-	15,827,027
役員給与	2,914,055	10,782	117,145	43,128	24,187	28,266	2,690,547	会費	21,500	-	-	-	68	-	21,432
退職給付引当金繰入	101,959	377	4,099	1,509	846	989	94,139	特別会費	15,855,189	-	-	-	49,594	-	15,805,595
その他人件費	491,467	1,818	19,757	7,273	4,079	4,767	453,773	預り納付金等取崩収入	10,061,651	52,773	9,304,030	-	-	-	704,848
租税公課	3,994,711	1,270	3,270,565	278	156	195	722,247	手数料収入	16,200	-	-	-	-	16,200	-
固定資産関係費	8,965,401	764	721,181	1,925	1,702	671	8,239,158	その他収入	61,931,883	1,876,403	52,861,596	176,400	-	44,590	6,972,894
有形固定資産取得費	3,667,604	457	2,728	710	1,021	465	3,662,223	非化石証書売却収入	44,119,379	-	44,119,379	-	-	-	-
有形固定資産除却費	2,600	-	-	-	-	-	2,600	政府補助金収入	8,000,000	-	7,955,410	-	-	44,590	-
無形固定資産取得費	5,294,910	307	718,453	1,215	681	206	4,574,048	受取利息	2,839,610	1,876,403	786,807	176,400	-	-	-
修繕費用	287	-	-	-	-	-	287	消費税等還付金収入	6,972,894	-	-	-	-	-	6,972,894
運営費	7,911,701	37,757	695,515	12,465	17,233	14,159	7,134,572	前年度よりの繰越金	3,419,471	-	-	-	-	4,471	3,415,000
支払利息	4,477,460	5	4,475,768	21	12	14	1,640								
預り納付金等繰入	61,710,893	1,876,403	52,861,596	-	-	-	6,972,894								
予備費	612,246	-	-	-	1,447	-	610,799								
合 計	91,179,893	1,929,176	62,165,626	66,599	49,662	49,061	26,919,769	合 計	91,305,894	1,929,176	62,165,626	176,400	49,662	65,261	26,919,769

(注)各勘定に区分して経理することが困難な事項の各勘定への配分は、事業年度の末日現在において、各勘定において経理する業務に従事する人員の数により行うものとする。

(注)計数は、単位未満四捨五入のため合計と一致しない場合がある。

(注)〈→〉の表記は該当数字なしを示している。

送配電等業務指針の一部変更の件

変更の概要は下記のとおり。

記

1. 電気事業法等の改正に伴う規定の変更

【該当条文：第53条の6、第53条の7（新設）】

- ・ 1－1. 地域内送電線等及び大規模電源の整備等に必要な資金の貸付け業務に関する規定を追加する。
- ・ 1－2. 経済産業大臣による基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、本機関が工事概要等の妥当性について評価を行うことを定める。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

2. 広域系統整備交付金等に関する規定の変更

【該当条文：第53条の2、第53条の5（変更）】

- ・ 広域系統整備交付金について、交付金の申請方法及び算定方法等を変更するとともに認定整備等計画に関する資金の貸付けについて、貸し付ける額の算定方法等を変更する。
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

3. その他規定の変更

【該当条文：第53条の3、第53条の4（変更）】

- ・ 字句修正等
- ・ 2026年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行

以上

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 8 年 8 月 1 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 2 8 日施行 令和 年 月 日変更 送配電等業務指針 電力広域的運営推進機関

(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 令和8年4月1日変更	(変更履歴) 平成27年4月28日施行 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成28年10月18日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年6月29日変更 平成30年10月1日変更 平成31年4月1日変更 令和元年7月1日変更 令和元年12月11日変更 令和2年2月1日変更 令和2年3月30日変更 令和2年4月1日変更 令和2年7月8日変更 令和2年10月1日変更 令和3年4月1日変更 令和3年4月16日変更 令和3年7月1日変更 令和4年4月1日変更 令和4年7月5日変更 令和5年4月1日変更 令和5年4月3日変更 令和5年7月1日変更 令和5年12月27日変更 令和6年4月1日変更 令和6年4月10日変更 令和6年8月1日変更 令和7年1月6日変更 令和7年4月1日変更 令和7年8月1日変更 令和8年4月1日変更 <u>令和8年8月1日変更</u>
--	---

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の整備又は更新に要する費用の額の届出</u>） 第 5 3 条の 2　業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 2 に規定する交付金（以下「<u>広域系統整備交付金</u>」という。）の交付を受けるに当たり、<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる耐用年数をいう。次条において同じ。）の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の整備又は更新に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u>	（<u>広域系統整備交付金の交付に係る申請</u>） 第 5 3 条の 2　業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、本条に定める広域系統整備交付金の交付に係る申請の日又は<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日のいずれか遅い日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）別表第 1 又は別表第 2 に掲げる耐用年数をいう。次条において同じ。）の期間の末日の属する年度までの間、法第 2 8 条の 4 0 第 1 項第 5 号の 2 に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けようとするときは、本機関に対して、広域系統整備計画ごとに広域系統整備交付金の交付に係る申請を行うものとする。</u>
（供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出） 第 5 3 条の 3　業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 1 項に規定する交付金（以下「<u>系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けるに当たり、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する<u>年度までの間</u>、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	（供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出） 第 5 3 条の 3　業務規程第 6 1 条の 3 の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 1 項に規定する交付金（以下「<u>系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けるに当たり、供給計画に従い設置等を行った流通設備（系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。）の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数の期間の末日の属する<u>年度までの期間</u>、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
（認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出） 第 5 3 条の 4　法第 2 8 条の 5 0 第 1 項に規定する認定整備等事業者（以下単に「<u>認定整備等事業者</u>」という。）は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「<u>特定系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けるに当たり、法第 2 8 条の 5 0 第 2 項に規定する認定整備等計画（以下単に「<u>認定整備等計画</u>」という。）に従い、流通設備であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの間</u>、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	（認定整備等計画に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出） 第 5 3 条の 4　法第 2 8 条の 5 0 第 1 項に規定する認定整備等事業者（以下単に「<u>認定整備等事業者</u>」という。）は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する特定系統設置交付金（以下単に「<u>特定系統設置交付金</u>」という。）の交付を受けるに当たり、法第 2 8 条の 5 0 第 2 項に規定する認定整備等計画（以下単に「<u>認定整備等計画</u>」という。）に従い、流通設備であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、設置を行う当該流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する<u>年度までの期間</u>、当該流通設備の設置に要する費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
（認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請） 第 5 3 条の 5　認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。 2　認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、<u>業務規程第 6 4 条の 5 第 5 項</u>に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。	（認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請） 第 5 3 条の 5　認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、本機関に認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の整備又は更新に必要な資金の借入れを申請することができる。 2　認定整備等事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、<u>業務規程第 6 4 条の 5 第 7 項</u>に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。
（新設）	（<u>認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入申請</u>） <u>第 5 3 条の 6　法第 2 7 条の 3 の 3 第 1 項に規定する認定一般送配電事業者（以下単に「認定一般送配電事業者」という。）又は法第 2 7 条の 1 1 の 7 第 2 項に規定する認定送電事業者（以下単に「認定送電事業者」という。）は、本機関から、法第 2 7 条の 3 の 3 第 2 項に規定する基幹送変電設備整備等計画（以下「認定基幹送変電設備整備等計画」という。）に基づく法第 2 7 条の 3 の 2 第 1 項に規定する基幹送変電設備（以下単に「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新に必要な資金の貸付</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	<u>けを受けるに当たり、本機関に認定基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金の借入を申請することができる。</u> <u>2 認定一般送配電事業者又は認定送電事業者は、前項の規定により資金を借り入れるときは、業務規程第64条の7第6項に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。</u>
（新設）	<u>（基幹送変電設備整備等計画の評価依頼）</u> <u>第53条の7 一般送配電事業者又は送電事業者は、前条の規定による借入申請に係る基幹送変電設備整備等計画の認定に先立ち、法第27条の3の2第1項に規定する基幹送変電設備整備等計画の作成のために必要がある場合は、本機関に対し、基幹送変電設備整備等計画に係る基幹送変電設備に関する事項の評価を求めることができる。</u>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本指針は、令和8年12月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。